

平成26年司法試験についてのアンケート集計結果

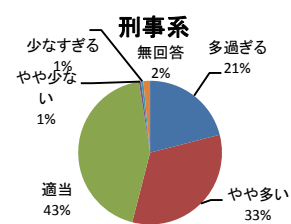
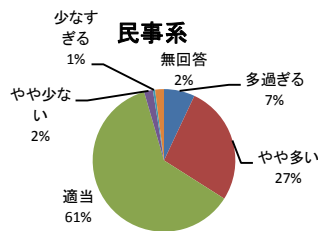
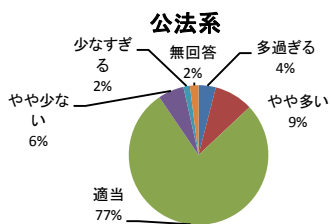
実施期間 2014.5.18～2014.8.31、総回答数 200通

自由記載回答の【】内の数字は、同趣旨の回答の合計数。

(1) 短答式試験についてのご意見

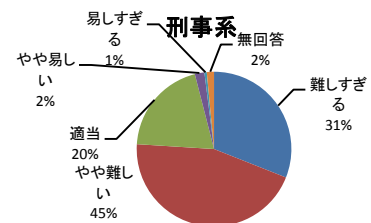
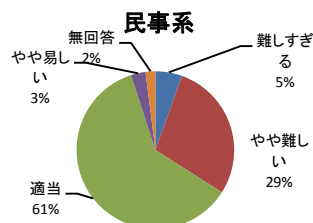
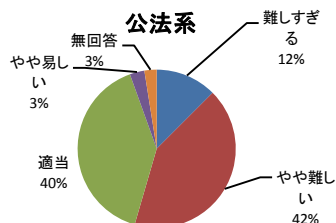
a 問題の量について

| | | |
|-----|-------|-----|
| 公法系 | 多過ぎる | 8 |
| | やや多い | 18 |
| | 適当 | 155 |
| | やや少ない | 12 |
| | 少なすぎる | 3 |
| | 無回答 | 4 |
| 民事系 | 多過ぎる | 14 |
| | やや多い | 54 |
| | 適当 | 123 |
| | やや少ない | 4 |
| | 少なすぎる | 1 |
| | 無回答 | 4 |
| 刑事系 | 多過ぎる | 42 |
| | やや多い | 66 |
| | 適当 | 87 |
| | やや少ない | 1 |
| | 少なすぎる | 1 |
| | 無回答 | 3 |



b 問題の難易について

| | | | |
|-------|-------|-------|----|
| 公法系 | 難しすぎる | 25 | |
| | やや難しい | 84 | |
| | 適当 | 80 | |
| | やや易しい | 6 | |
| | 易しすぎる | 0 | |
| | 無回答 | 5 | |
| | 民事系 | 難しすぎる | 11 |
| 民事系 | やや難しい | 57 | |
| | 適当 | 122 | |
| | やや易しい | 6 | |
| | 易しすぎる | 0 | |
| | 無回答 | 4 | |
| | 刑事系 | 難しすぎる | 62 |
| | 刑事系 | やや難しい | 90 |
| 適当 | | 40 | |
| やや易しい | | 4 | |
| 易しすぎる | | 1 | |
| 無回答 | | 3 | |

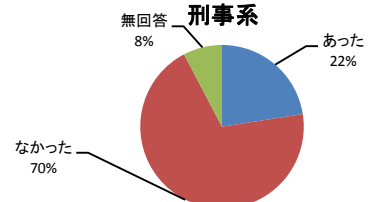
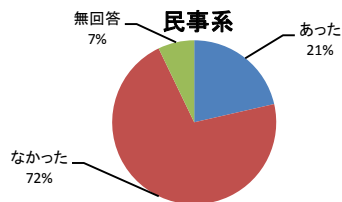
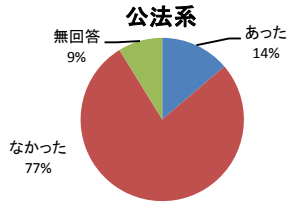


c 法科大学院卒業を受験資格として受験された方に伺います。

法科大学院での講義や求められる自学自習の範囲を超える知識を問う出題はありましたか(法科大学院で全く扱わない分野・条文・裁判例等の知識についての出題があったかという観点から。)

※(7)経歴①法科大学院卒業と答えた回答182通を対象に集計した。

| | | |
|-----|------|-----|
| 公法系 | あった | 25 |
| | なかった | 141 |
| | 無回答 | 16 |
| 民事系 | あった | 39 |
| | なかった | 130 |
| | 無回答 | 13 |
| 刑事系 | あった | 41 |
| | なかった | 127 |
| | 無回答 | 14 |



どんな出題ですか

| | |
|-------------------------------------|---|
| 公法系 | 地方自治法について |
| | 全体 |
| | 国事行為の立法化 |
| | 細かい |
| | 百選掲載以外の内容 |
| | 統治分野 |
| | 地方自治法や独立行政法人に関する問いは、細かすぎると思いました(行政法) |
| | 行政法がやや細かい |
| | 行政法 |
| | 憲法は、ロースクール教育と試験問題の乖離が著しい。 |
| | そもそもリンクしていない |
| | 試験後に参考文献を読みながら答えを発表している予備校の解答結果ですら正解肢が分かるような日本語の問題。 |
| | 37 題意の観点からの分析はいろいろある。正解も疑わしい |
| | 第40問 |
| | 憲法の天皇のところ |
| | ある立場に立つと、次の見解が矛盾するか否かを問う出題。 |
| | ある見解と矛盾する見解を問うもの。 |
| | 憲法は殆ど選択制 |
| | 行政法の後半部分はかなりマイナー部分も存在していたと思う。 |
| | 日本語として問題のあるものがあった。 |
| 詳しい判決期間覚えていないのですが、百選にない判例があったと思います。 | |
| 地方自治法 | |
| 行政法 | |
| 民事系 | 執行、保全等 |
| | 全国的 |
| | 細かい手続き的な条文 |
| | 民法 |
| | 細かい |
| | 民法で民法以外の法律について問う問題 |
| | 第48問の社債についての問題。第69問の文書についての問題。 |
| | 民事訴訟法 |
| | 細かすぎる条文知識 |
| | 手形小切手、商法総則 |
| | 民訴が細かすぎる。 |
| | 会社法の細かい条文 |
| | 意思表示(契約)解釈 |
| | 民事訴訟法、商法 |
| | そもそもリンクしていない |
| | 和解 |
| | 細かい知識問題が多い |
| | 社債 |
| | 10 |
| | 契約の解釈 |

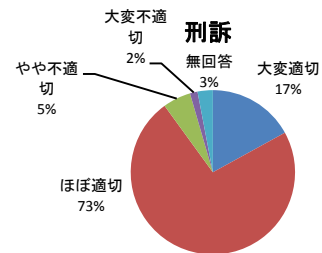
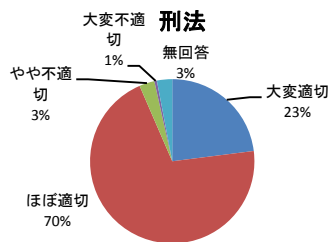
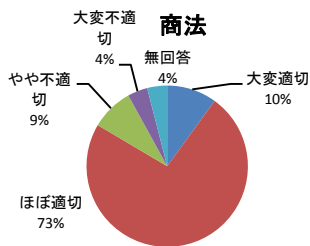
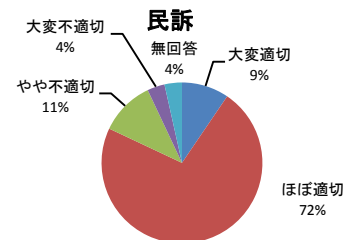
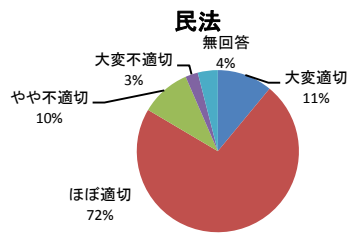
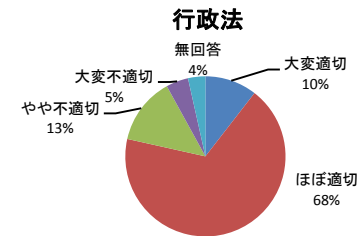
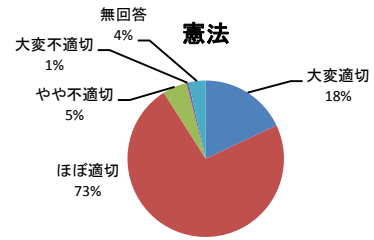
| |
|---------------------------------|
| 設問2(3) |
| 民訴について、法科大学院で扱ったことのない判例についての出題 |
| 賠償金額等の具体的な算出 |
| 民法以外の法律についての問い |
| 民訴: 上訴 商法: 一般的に |
| 和解契約についての問題 |
| 民訴、最後の問題 |
| 民訴第3問 |
| 思考方法の訓練がローの授業では足りなかったように思う。 |
| 新株発行不存在。和解の表見法理の適用の可否。 |
| 民法で和解について問う問題、商法での株式発行不存在を問う問題。 |
| 民事訴訟法、和解について詳しく扱われていません。 |
| 会社法の株式についての問題。 |
| 民法の今年の最後の問題。 |
| 民法の設問3の要件事実 |
| 胎児の権利能力 |

| | |
|-----|---|
| 刑事系 | 第37問 |
| | 全国的 |
| | 外国人関係 |
| | 細かい手続き的な条文 |
| | 応報刑論 |
| | 刑法 |
| | 第39問 外国人の刑事手続きに関する問題 |
| | 刑訴が複雑 |
| | 第8問の電子計算機使用詐欺罪についての問題。第29問の被告人の特定についての問題。第31問の問題は、実務を経験していないと短時間で答えることは難しいと思った。第36問は実務的には重要なのだろうが、通常の勉強では対応困難。第37問の316条の15の「証拠」の意義は普通の教科書にはそこまで詳しい記述はない。第39問の外国人の刑事手続の問題。 |
| | 手続関係 |
| | 細かすぎる条文知識 |
| | 上訴関連 |
| | 刑訴が細かすぎる。 |
| | 外国人の刑事手続きなど、基本書には掲載されていないと思います(刑訴法) |
| | 「外国人」の公判手続の問題(39問) |
| | 刑事訴訟法 |
| | 外国人の刑事手続き関連の設問 |
| | 刑事訴訟法が、ロースクールで扱わず、かつ基本書・判例集にも載っていない問題であった。 |
| | そもそもリンクしていない |
| | 細かい知識問題が多い |
| | 上告 |
| | 1.10.26.33.36.37 学説、見解への意見は多様である。正解も疑わしい |
| | 第39問 |
| | 公判前整理手続きに関するもの |
| | 公判前整理手続き |
| | 刑法の歴史、外国人の刑事手続き |
| | 公判前整理手続きに関する出題で、弾劾証拠の判例(平成18年)の争点に似た問題 |
| | 刑訴の採血に必要な令状に関する学説の比較検討 |
| | 思考方法の訓練がローの授業では足りなかったように思う。 |
| | 刑法の最初の問題、裁判員制度 |
| | 科刑の長さ問うような出題。 |
| | 科刑、国外犯についての条文。 |
| | 刑訴 |
| | 知らない学説やパズルの要素があった。 |
| | 細かい手続きについても、なんらかの形で講義で触れている。 |
| | 刑事訴訟法以外の条文 |
| | 刑訴 |
| | 応報刑論 |
| | 刑訴で誘導尋問にあたるかを判断させる問があったが、模擬裁判等を選択しない人にとっては、難しいと思う。 |

(2) 論文式試験(必須科目)についてのご意見

a 科目の融合問題の有無, 大問と小問の区分けなど, 出題形式が適切かについて

| | | | |
|-------|-----|-------|------|
| 公法系 | 憲法 | 大変適切 | 36 |
| | | ほぼ適切 | 146 |
| | | やや不適切 | 10 |
| | | 大変不適切 | 1 |
| | | 無回答 | 7 |
| | 行政法 | 大変適切 | 21 |
| | | ほぼ適切 | 136 |
| | | やや不適切 | 27 |
| | | 大変不適切 | 9 |
| | | 無回答 | 7 |
| 民事系 | 民法 | 大変適切 | 22 |
| | | ほぼ適切 | 145 |
| | | やや不適切 | 20 |
| | | 大変不適切 | 5 |
| | 民訴 | 大変適切 | 19 |
| | | ほぼ適切 | 145 |
| | | やや不適切 | 22 |
| | | 大変不適切 | 7 |
| | | 無回答 | 7 |
| | 商法 | 大変適切 | 20 |
| | | ほぼ適切 | 147 |
| | | やや不適切 | 17 |
| | | 大変不適切 | 8 |
| | | 無回答 | 8 |
| | 刑事系 | 刑法 | 大変適切 |
| ほぼ適切 | | | 141 |
| やや不適切 | | | 6 |
| 大変不適切 | | | 1 |
| 無回答 | | | 6 |
| 刑訴 | | 大変適切 | 34 |
| | | ほぼ適切 | 146 |
| | | やや不適切 | 11 |
| | | 大変不適切 | 3 |
| | | 無回答 | 6 |



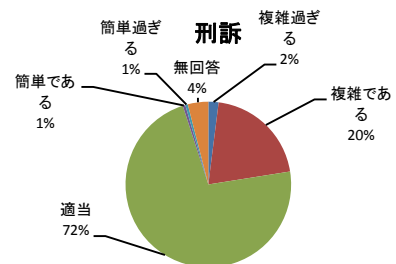
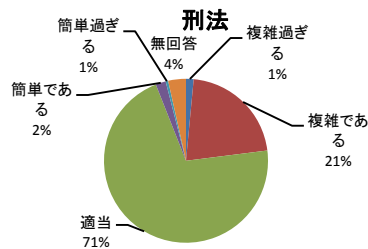
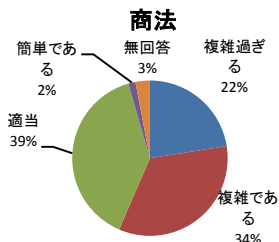
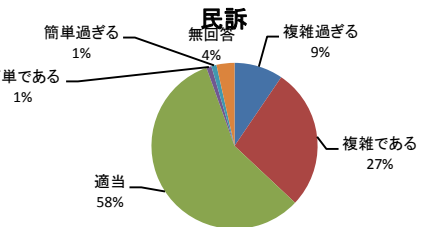
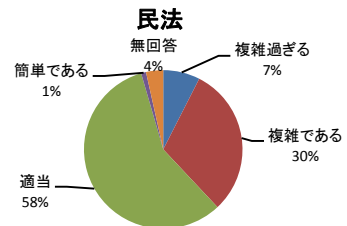
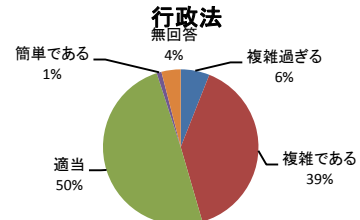
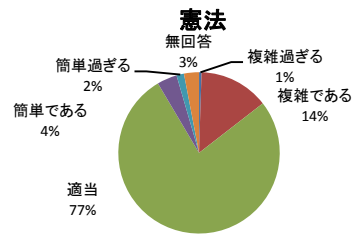
a 科目の融合問題の有無、大問と小問の区分けなど、出題形式が適切かについて

各項目で「やや不適切」「大変不適切」を選択された方：具体的にはどのようなことですか

| |
|--|
| <p>行政法：誘導がわかりにくい。総論と救済法の配点のバランスが悪い。行政法は特に総論の学習範囲が不明確で学習の効果を答案に反映しにくい。こういうことを続けると捨て問扱いをされる恐れがあるので、最低限出題範囲を明確にすべきである(個別法の解釈についてもあらかじめ5乃至10法くらいを指定しその中から出題すべきである)</p> <p>誘導がわかりづらかった。どこまでの基本事項が不要で、何を書けばいいのかわからなかった。</p> <p>民事訴訟法の応用問題は度が過ぎる。</p> <p>事例が複雑すぎる</p> <p>設問ごとの配点比率と実際の記述量とが結びつきにくい。</p> <p>難問に多くの配点がさかれていたので</p> <p>行政法は、問と資料を併せて何を書いて欲しいのかが非常に分かりにくかった。</p> <p>大学院では、民法において要件事実について詳細に学ぶ機会がなかった。</p> <p>民事訴訟法においては、現場思考問題として難易度が高いと感じた。</p> <p>行政法では今までの、救済法1問、総論1問ではなく、3問であったこと。</p> <p>刑訴法では、証拠法が出なかったこと</p> <p>行政法は例年とは設問の構成が大きく異なり、とにかく書きにくかった。また、会話文の内容も抽象的でどこまで書けばよいのが非常に迷った。民法について、近年は、何を答えれば良いか分かりやすい設問になっていたが、本年はかなりオープンクエスチョン形式になっていたため、難易度が相当上がったように思う。</p> <p>憲法について：出題形式は固定化されているが、原告の主張と自己のと見解を形式的に分けて問う必要があるのか疑問に感じる。</p> <p>民事訴訟法について：設問があまりにも抽象的に感じる。</p> <p>民法：誘導文がわかりづらい。設問3においては117条を用いて既判力の縮減について論ぜよ、等の端的な問題文の設定を求める。商法：当否、という問い方。特に設問2においては当事者とは別な自分の意見を書くべきなのかどうか迷ってしまった。</p> <p>民法は試験時間に比して小問の数が多すぎる。</p> <p>今年の行政法の問題は、誘導が少ないのではないかと思います。民法は、問題文が長すぎると思います。</p> <p>民事訴訟法については、誘導があるものの発展的な問題が多く、対策が立てづらいついと思いました。</p> <p>事案が複雑なことに加えて、問題や設定されている争点の量が、試験時間に比べて多かったのではないかと感じました。</p> <p>設問表現がやや回りくどいため、無用な邪推をしてしまう。単に、〇〇さんならどういう主張をすべきかという問いにすべき(民法の設問につき)</p> <p>誘導が明確ではない。判例過多になりすぎている。</p> <p>行政法・会社法ともに、ある箇所について正解筋を捉えられないと、全体が間違いとなる問題であった。これでは、ある1カ箇所についてたまたまできた人、たまたまできなかった人双方が相当数いると予測される中で、運によって点数が大幅に左右されてしまうという、非常にアンフェアな制度となってしまう。</p> <p>一部の委員が研究・専門で教えている分野が試験範囲で出ていたということを知って、心なしか不公平感がぬぐえないという意味で不適切と考えているが、誰でもわかる事項なので、メンタル的な意味合い(問題の範囲の予測等)で不適切であったように思える。なお、事実認定系は、もはや司法修習でやることも混ざっているように思えた事項も(今にして思えば)あった。この点について、ロースクールでは、分野ごとの深度ある事実認定を科目として実施していないものであるから、自主的に集まったメンバーで勉強して補うほかなかったという点で、採点基準において事実認定の適切さを正確に評価することまでを含んでいるならば、ロースクールで必修科目/重点的な科目として設けるべきであったと思っている。</p> <p>商法について：「本件土地」をめぐる事実は必要だったのか。設問3において「本件土地」に関する請求を主張することができるとする解答例を見たことがあるが、設問1・設問2からの流れにそぐわず、受験生をいたずらに困惑させることになりかねない。民事訴訟法について：設問3に関するL1の「ヒント」がヒントになっていない。むしろ受験生を迷わせることを意図しているようにも感じた。117条を参考にすべしと問題文に記載した理由を知りたい。</p> <p>行政法について、個別法が大量かつ複雑であるため回答時間が不足していると思います。</p> <p>憲法について、原告の主張及び被告の反論という形式で答案を作成することが要求されている点。実務を意識してのものだと思われるものの、実際は極めて受験戦略的な書き方をせざるを得なくなってしまう(私見で書くことを残すために原告が主張できる理由づけなどをすべて主張しきらないなど)。</p> <p>他の科目が比較的難易度が固定化してきているのにもかかわらず、商法だけ実務よりだったり、細かい知識が必要であったり、難易にばらつきがあったりする。</p> <p>行政：仮定が多く、迷う。また、自治体の立場に立つのか不明。民訴：誘導があるものの、どう解答すればよいか、かえて不明。商法：場面設定が把握しづらく、事実が奇妙すぎて現実離れ。相続法の問題かと錯覚する大悪問。刑訴：捜査①、②の区切りが不明確。宿泊も操作の一環とすると、区切りを日別にしておそれあり。</p> <p>誘導がわかりづらいつい個所が多かった気がします。時間的制約のもと、読み間違えが起こり得る記載は回避してほしいです。</p> <p>「法律上の意義」という設問は、その回答をすぐに思いつかない受験者には酷ではないか。</p> <p>出題意図が読み取りづらいつい上に、2時間で解ける量ではないから。</p> <p>自分で考える問題であり、ローの講義(詰め込み式)との関係なし。</p> <p>事案を複雑にするならば、民法のように、途中で設問を設けるべきではないか。</p> <p>但し、行政法と民訴で、会話が付されていることに少し違和感があります。</p> <p>基礎能力を問う事ができる点</p> <p>行政法は量が多すぎ、民法は要件事実へ偏りすぎ。</p> <p>出題形式を変えて、受験生を揺さぶるような法学とは関係ない要素から攻めないで欲しい。</p> <p>誘導が不適切である部分があると感じる。</p> <p>時間に比して、解答にあたり、要求される論点が多いこと</p> <p>行政・商法、いずれも、先立つ小問で異なる回答をすることで後続の全問で論点ずれ、或いは、論点の消滅が発生し、論理的に一貫する解答をしようとする、後問で答える内容がなくなる設問がある。とても困る。趣旨では、「いずれの選択も誤りではない」とするならば、その選択に影響をうけない独立、又は、一定程度明確化した問をたてて欲しい。</p> <p>2時間では答えきれない。</p> <p>民事系に関して、やたら和解について聞かれたがそんなの実務でやればよい。司法試験では基本的論点を身に付けているかを審査すべき。</p> <p>時間が足りない。判例と反対する見解を問われたりしている。</p> <p>設問2で、設問1が～だった場合との前提とすることは、答案内で相反する記述の可能性があり書きにくい。</p> <p>問題文には、法令違憲に限るような言述があり、設問にはその記述はない。結局、法令違憲のみを書けばいいのかわかった。</p> <p>設問1と2の配点割合が明示されていない。</p> <p>商法については、ある問に対して否定派・肯定派両方の意見を書けよとのことだったが、分量及び論理の組み立ての精度をどこまで要求するのかわからず不明で不親切だと思った。</p> |
|--|

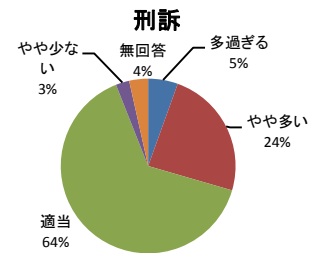
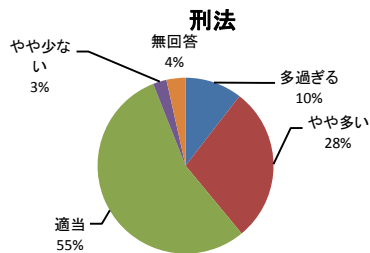
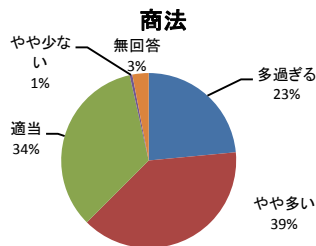
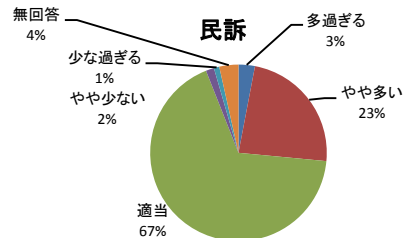
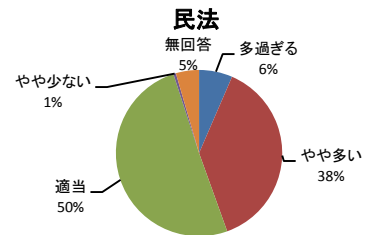
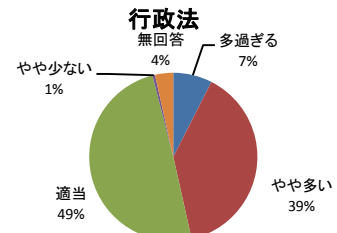
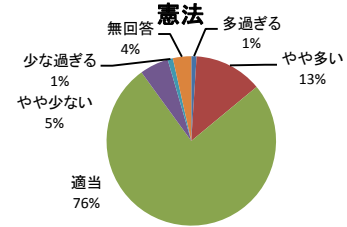
b 問題事例の設定について

| | | | |
|-----|-----|-------|-----|
| 公法系 | 憲法 | 複雑過ぎる | 1 |
| | | 複雑である | 28 |
| | | 適当 | 154 |
| | | 簡単である | 8 |
| | | 簡単過ぎる | 3 |
| | | 無回答 | 6 |
| | 行政法 | 複雑過ぎる | 12 |
| | | 複雑である | 79 |
| | | 適当 | 99 |
| | | 簡単である | 2 |
| | | 簡単過ぎる | 0 |
| | | 無回答 | 8 |
| 民事系 | 民法 | 複雑過ぎる | 15 |
| | | 複雑である | 61 |
| | | 適当 | 115 |
| | | 簡単である | 2 |
| | | 簡単過ぎる | 0 |
| | | 無回答 | 7 |
| | 民訴 | 複雑過ぎる | 19 |
| | | 複雑である | 55 |
| | | 適当 | 115 |
| | | 簡単である | 2 |
| | | 簡単過ぎる | 2 |
| | | 無回答 | 7 |
| | 商法 | 複雑過ぎる | 45 |
| | | 複雑である | 68 |
| | | 適当 | 78 |
| | | 簡単である | 3 |
| | | 簡単過ぎる | 0 |
| | | 無回答 | 6 |
| 刑事系 | 刑法 | 複雑過ぎる | 3 |
| | | 複雑である | 43 |
| | | 適当 | 142 |
| | | 簡単である | 4 |
| | | 簡単過ぎる | 1 |
| | | 無回答 | 7 |
| | 刑訴 | 複雑過ぎる | 4 |
| | | 複雑である | 41 |
| | | 適当 | 145 |
| | | 簡単である | 1 |
| | | 簡単過ぎる | 1 |
| | | 無回答 | 8 |



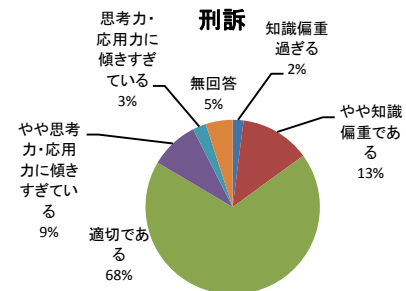
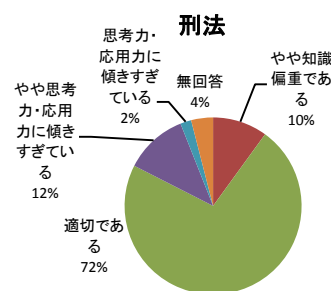
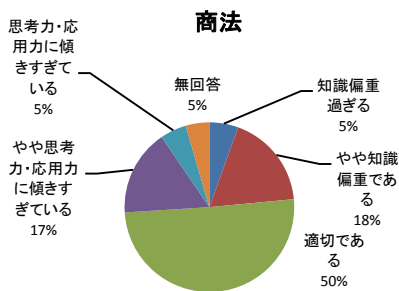
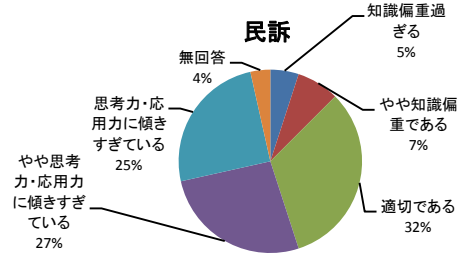
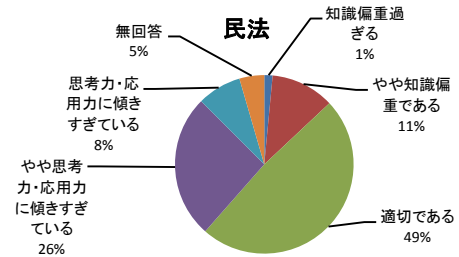
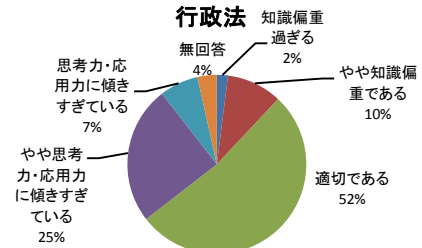
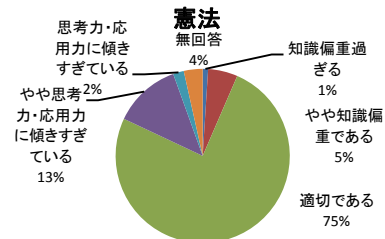
c 論点の数について

| | | | |
|-------|-------|-------|-----|
| 公法系 | 憲法 | 多過ぎる | 2 |
| | | やや多い | 26 |
| | | 適当 | 152 |
| | | やや少ない | 11 |
| | | 少な過ぎる | 2 |
| | 無回答 | 7 | |
| | 行政法 | 多過ぎる | 15 |
| | | やや多い | 78 |
| | | 適当 | 99 |
| | | やや少ない | 1 |
| 少な過ぎる | | 0 | |
| 無回答 | 7 | | |
| 民事系 | 民法 | 多過ぎる | 13 |
| | | やや多い | 76 |
| | | 適当 | 101 |
| | | やや少ない | 1 |
| | | 少な過ぎる | 0 |
| | 無回答 | 9 | |
| | 民訴 | 多過ぎる | 6 |
| | | やや多い | 47 |
| | | 適当 | 135 |
| | | やや少ない | 3 |
| | 少な過ぎる | 2 | |
| | 無回答 | 7 | |
| | 商法 | 多過ぎる | 47 |
| やや多い | | 78 | |
| 適当 | | 68 | |
| やや少ない | | 1 | |
| 少な過ぎる | | 0 | |
| 無回答 | 6 | | |
| 刑事系 | 刑法 | 多過ぎる | 21 |
| | | やや多い | 57 |
| | | 適当 | 110 |
| | | やや少ない | 5 |
| | | 少な過ぎる | 0 |
| | 無回答 | 7 | |
| | 刑訴 | 多過ぎる | 11 |
| | | やや多い | 48 |
| | | 適当 | 129 |
| | | やや少ない | 5 |
| 少な過ぎる | | 0 | |
| 無回答 | 7 | | |



d 出題の意図と解答者に要求される知識及び思考力・応用力との関係について

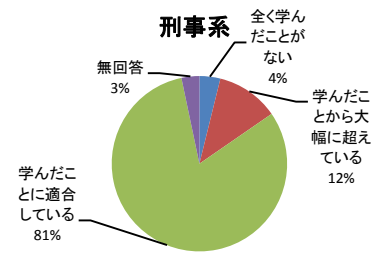
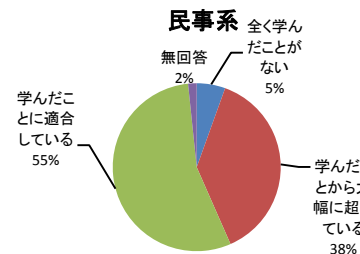
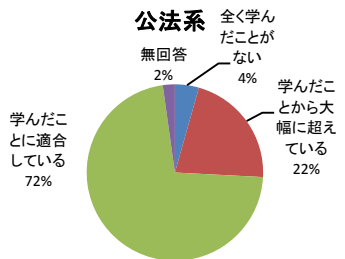
| | | | |
|-------------------|-------|-------------------|-----|
| 公法系 | 憲法 | 知識偏重過ぎる | 2 |
| | | やや知識偏重である | 11 |
| | | 適切である | 151 |
| | | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 25 |
| | | 思考力・応用力に傾きすぎている | 4 |
| | 無回答 | 7 | |
| | 行政法 | 知識偏重過ぎる | 4 |
| | | やや知識偏重である | 20 |
| | | 適切である | 105 |
| | | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 50 |
| 思考力・応用力に傾きすぎている | | 14 | |
| 無回答 | 7 | | |
| 民事系 | 民法 | 知識偏重過ぎる | 3 |
| | | やや知識偏重である | 23 |
| | | 適切である | 97 |
| | | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 52 |
| | | 思考力・応用力に傾きすぎている | 16 |
| | 無回答 | 9 | |
| | 民事訴訟法 | 知識偏重過ぎる | 10 |
| | | やや知識偏重である | 15 |
| | | 適切である | 65 |
| | | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 53 |
| | | 思考力・応用力に傾きすぎている | 50 |
| | 無回答 | 7 | |
| | 商法 | 知識偏重過ぎる | 11 |
| | | やや知識偏重である | 36 |
| | | 適切である | 101 |
| やや思考力・応用力に傾きすぎている | | 33 | |
| 思考力・応用力に傾きすぎている | | 10 | |
| 無回答 | 9 | | |
| 刑事系 | 刑法 | 知識偏重過ぎる | 0 |
| | | やや知識偏重である | 20 |
| | | 適切である | 145 |
| | | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 23 |
| | | 思考力・応用力に傾きすぎている | 4 |
| | 無回答 | 8 | |
| | 刑事訴訟法 | 知識偏重過ぎる | 4 |
| | | やや知識偏重である | 26 |
| | | 適切である | 137 |
| | | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 18 |
| 思考力・応用力に傾きすぎている | | 5 | |
| 無回答 | 10 | | |



● 法科大学院卒業を受験資格として受験された方に伺います。問われている論点は法科大学院の講義で学んだものでしたか

※(7) 経歴①法科大学院卒業と答えた回答182通を対象に集計した。

| 科目 | 回答内容 | 件数 |
|-----|-----------------|-----|
| 公法系 | 全く学んだことがない | 8 |
| | 学んだことから大幅に超えている | 39 |
| | 学んだことに適合している | 131 |
| | 無回答 | 4 |
| 民事系 | 全く学んだことがない | 10 |
| | 学んだことから大幅に超えている | 69 |
| | 学んだことに適合している | 100 |
| | 無回答 | 3 |
| 刑事系 | 全く学んだことがない | 7 |
| | 学んだことから大幅に超えている | 21 |
| | 学んだことに適合している | 148 |
| | 無回答 | 6 |



(3) 論文式試験(選択科目)についてご意見があれば、お書きください。

受験した科目は[]であり、[]

| |
|--|
| 環境法: オートドックスな問題だったと思います。 |
| 環境法: 過去の問題を比べて、事例問題が中心となっており、適切であると感じた。一行問題単体の出題には戻ってほしくないと思っています。 |
| 環境法: 環境法は廃止しないで欲しい。 |
| 環境法: 内容は適切だった。 |
| 経済法: オートドックスな内容を聞く良問であった。 |
| 経済法: 昨年問題に比べ良問だったと思います。 |
| 経済法: 第2問について、拾わずにはならない事案の論点がやや多すぎたように感じた。 |
| 経済法: 適切だと思います。例年、時間内に無理なく解ける出題であり、内容も既存の知識とその応用で対応しうるものでした。4枚に収まらないことがたまに有るくらいですが、文字を小さめに書くことで対応可能な程度です。 |
| 経済法: 量が控え目だったこともあり、難易度は簡単だったかも知れない。出題分野・出題形式ともにオートドックスな問題という印象。 |
| 経済法: 本年度の問題自体は適切であったと思います。ただ、選択科目の論文式試験に負担を感じるため、削減を希望します。実務で必要な知識等については別の形で修得する形にする方が望ましいと考えます。 |
| 経済法: 問題を二問にする必要があるのか? 他の科目との難易調整がどれくらいされているのか疑問である。 |
| 経済法: 例年通りの良問であったと思います。 |
| 国際関係法(私法系): 分量は、適切な量であった。難易度は、例年より、やや難しかった。 |
| 国際公法: オートドックスな問題であったと思うので、特に感想はない。 |
| 国際公法: 適切な出題であったと思います。 |
| 国際公法: 平成23年以前の頃の問題と違い、平成24年以降の良い傾向は続いていると思います。(ただ、第1問は良かったと思いますが、第2問は平成23年以前の作問者が再び「俺に作らせろ」と言い始めたのではと感じさせる問題でした)。「どう評価するか」という聞き方は今年で最後にして欲しいです。それよりも、憲法のように「あなたが『原告』代理人だったら、どのような憲法上の主張しますか」とか、行政法のような「適法論と違法論に触れつつあなたの意見を述べなさい」という聞き方の方がフェアではないでしょうか。「どのように評価するか」だと、どこまで遡って論じて欲しいのかわかりませんし、どこまへの範囲で論じて欲しいのかも不明で、たまたま試験委員と感覚が合致した人が優秀だと判断されてしまい、ギャンプル性が強すぎます。憲法や行政法のような聞き方が、何倍も公平だと思います。 |
| 国際公法: 法理論と事実認定の割合という観点では、もう少しほんのちょっと事実認定の要素を強めて大丈夫な気がします。 |
| 国際公法: 論点や論述すべき範囲が分かりづらい。 |
| 国際司法: 例年の傾向から逸脱することもなく、安定したよい問題であったと思う。特に第2問に関しては、個人と法人との取引を問いつつ、一般的なケースと異なり、個人、すなわち、日本法に関する専門家であると思われるXの方が、力関係が上と考えることも可能な、興味深い事例であったと思う。 |
| 国際私法: 3時間は長いと思う。2時間にして問題量を減らして欲しい。 |
| 国際私法: あてはめである程度自由に論じることが出来てしまう公序を出題するのは適当なのか疑義有り。ただ論じること自体は苦ではなかった。 |
| 国際私法: 去年あたりから、時間に余裕がない問題数・内容になっていると感じる。 |
| 国際私法: 条文の趣旨、適用の仕方といった国際私法の基礎が確実に理解できているかどうかを問う点で極めて適切であったと思われるので、今後も同程度の問題を出題してほしいと思います。 |
| 国際私法: 第2問の契約書の記載に関する問題が難しかった。考えたことのない問題でどのような切り口で考えればいいのか分からず、本当に迷った。でも、汗をかいて考えることができて面白い問題だった。 |
| 国際私法: 特になし。そもそも科目として出題することの意義から改めて問われるべきだと思う。 |
| 国際私法: 適切だと思います。 |
| 国際私法: 問題点をよく読む。 |
| 去年の国際公法の採点実感に、「学習内容にむらのある受験生が目立った」という記述がありました。この事実が正しいことは確かでしょう。しかし大事なのは、その原因が何かです。おそらく、そのような受験生が増えた原因は、受験生が怠惰だからではなく、国際公法の試験問題に原因があると考えられます。受験生は、過去の試験問題から逆算して、勉強をします。「何でこんなところから出題してくるの?」と言いたくなるようなテーマから出題されてしまうと、そういう子葉末節的な知識を詰め込んだ勉強法の方が得だという判断に至ります。実際に、先輩の世代では、「基本を重視した勉強をしているより、国際人権法・国際環境法・国際機構法・国際経済法・その他のマイナー国際法にヤマをはった方が相対順位は浮くでしょ」という考えが通説的となり、国際法の基本を確認するゼミではなくマイナー国際法のゼミを開いていたと聞いています。学習内容にむらのある国際公法の受験生が増えるのも必然です。むらのある受験生が目立ったということ指摘するのは非常に良いことだと思います。ただ、それと同時に、試験委員の方々自身も、その原因をつくってしまったのは自分たちであることを認識して頂ければと思います。今年も採点実感で厳しいご指摘を頂けることを期待しています。採点実感の内容が短くて内容が薄い「やる気のない」年もありますが、ここ数年の採点実感は良い意味で「冗長」で内容も濃く、有難く拝読させて頂いています。この数年の採点実感については、感謝しています。 |

| |
|---|
| 国私: 難しすぎました。全く習っていない。ウィーン条約の内容が細かすぎる。 |
| 租税法: 質・量ともに適切。 |
| 租税法: 受験生にとっては大きな負担にはなりますが、旧試験との差別化や法曹の能力の専門性を身に着けるためには、このまま試験科目として存続させるべきだと思います。 |
| 租税法: 処理量が多くて、あてはめを丁寧にできなかった。もっと問題量を減らして、丁寧に所得分類のあてはめができるような問題設定が強く望まれる。また、単に知識を問うのみの法人税法の分野に意義が見いだせない。 |
| 租税法: 非常に適切な問題だったと考える。 |
| 知財: 基本+応用で良問と思った。 |
| 知財: 設問の中の小問が多すぎる。 |
| 知財: 勉強の負担が大きい割にリターンが少ない。 |
| 知財法: 本試験で出版されたものは、法科大学院であり、習ったことのないものでした。 |
| 知的財産: 知的財産とはいっても、特許と著作権のみであり、実際に問題となるのは、商標法や独占禁止法をもちまってくることからすると、そついった面も勉強してもよいのではないかと思う。 |
| 知的財産法: そもそも選択科目自体要らないと思います。 |
| 知的財産法: 現場思考が多かった気がします。 |
| 知的財産法: 昨年に比べ難易度が適切になった。 |
| 知的財産法: 特に可もなく不可もなくといったところです。分量は、設問1が少し多かった気がします。 |
| 知的財産法: 特許法の設問数が、時間不充に陥る。 |
| 知的財産法: 難しかった。 |
| 知的財産法: 法科大学院での単位数に比べると問題のレベルが高すぎると思う。 |
| 知的財産法: 本年の問題は論点の量、難易度ともに適切だったと思います。 |
| 知的財産法: 毎年、良問。受験対策本が少ない科目だが、過去問の検討でかなり勉強になる。 |
| 倒産: 難しい |
| 倒産法: 事例、設問ともに複雑であり、問に答えるという観点からレベルが高かった。 |
| 倒産法: 少しマイナー論点かと思います。 |
| 倒産法: 設問2の相殺の問題を設問1に移した方が良かった。 |
| 倒産法: 適切な出題である。選択科目は廃止すべきではないと思います。 |
| 倒産法: 倒産法に限って、年々難易度が高くなっている。初年度のように、難易度を低くすることも検討して頂きたい。 |
| 倒産法: 倒産法は、法科大学院でまったく学んでいないことが出題されており、出題として不適切である。 |
| 倒産法: 破産法ですが、設問3はロースクールで学んだ内容では対応できない。時間との関係もあるので、もう少し工夫をして欲しい。例えば、最高裁判例と類似の事案を出題するなど、受験生として最低知っておくべきものを中心にしたい。 |
| 倒産法: 普通に勉強して9位になったから、別段に特記する事項はないが、大学時代の卒業論文の対象とした事項・裁判例分析がほぼそのまま論点で出たことに、若干問題の難易度選択にミスがあるのではないかと思わなくもなかった(普通の教科書はおろか、大コメントールには載っておらず、直近の最新の論文か注解破産法等を読まないでまず満点回答できないだろうと思う事項があった)。 |
| 倒産法: 毎年倒産法は、極めて難易度が高い。最初の科目から司法試験8科目の中で、1番難易度が高い問題を解かれ、精神的に削られる。他も選択科目程度の難易度にししないと、不公平である。 |
| 倒産法: 問題が難しすぎなのではないか? と思った。 |
| 倒産法: 問題としてはオーソドックスであったと思う。 |
| 民事訴訟法: 思考力を試そうという意図は理解できるが、基本事項の本質的な理解を試すような問題はある程度は出題すべきように思われる。問題の読解や誘導の正確な理解といった、その場での思考が重視されすぎており、法科大学院や基本書等での学習による理解を発揮できるような問題はなかったように感じる。来年に向けた勉強の中で民訴に時間を費やすべきかどうか、迷いを生じさせる問題だったといえる。 |
| 民訴: 論文式試験は法科大学院でまったく学習したことがない内容だった。自主学習がなければ対応できなかった。 |
| 労働法: あまりに旧試的な問題で、新司の趣旨に合致しないように思う。 |
| 労働法: あまり地裁レベルの判例(変更解約告知)は出さないで頂きたい。 |
| 労働法: これまでの個別労働関係1問、集団労働関係1問の形式ではなく、「労働者性」を問う問題が集団労働関係の問題として出ている。実質的には、個別労働関係が2問出ることになっており、労使関係の諸問題を問う問題を出さなかったのは、問題のバランスを欠くものだと思う。 |
| 労働法: 基本的な問題であったと思う。 |
| 労働法: 基本的な良問でした。 |
| 労働法: 傾向が変わった。 |
| 労働法: 今回の問題は、論点、内容とも適切。 |
| 労働法: 自習量に相応する得点を期待できる設問であり、良い。 |
| 労働法: 出題形式が大きくかわり、解きにくかった。 |
| 労働法: 選択した科目で、得点の差が大きすぎる。選択科目は廃止すべき。学者や大学の利権で司法試験の科目を決めないでほしい。 |
| 労働法: 第2問がこれまでの傾向と異なっていたため戸惑いましたが、設問の内容・知識とも適切な物であったと感じました。 |
| 労働法: 第2問が事実上の一行問題でしたが、難易度は例年通りだったと思います。 |
| 労働法: 適切であった。 |
| 労働法: 適切です。 |
| 労働法: 適当。 |
| 労働法: 問題が短くなったので、じっくり検討できてよかった。 |
| 労働法: 問題としては良問だった。ただ、設問2で実質一行問題のような問いが出たが、新司法試験に置いてこのような知識偏重の禪問答のような問いを出すことに何の意味があるのか疑問だった。 |
| 労働法: 問題の量と、時間(3時間)のバランスが最適でした。 |
| 労働法: 問題は適切だったと思います。 |
| 労働法: 問題文が例年より少なめで、答案作成に集中できてよかった。 |

| |
|---|
| 労働法:問題文の分量が減っており、自分が論点と考えたことについてのあてはめに十分な事実が指示されていないように感じる部分があった。 |
| 労働法:良問。 |
| 労働法:労働法の担当教員ですら悩む解釈を試験で聞くべきではない。基本的な事案をいかに正確に解けるかを確認すべき。選択科目にいちいち時間をかけられるわけがない。 |
| 労働法:論点が多く、しかもマイナーで難しかった。 |
| 難易度としてはちょうど良いと感じた。ただ、やや分量が多すぎた。 |

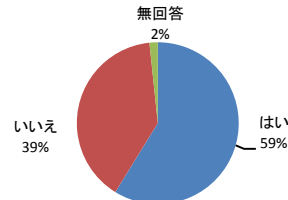
(4) 法科大学院の授業への影響

A 今回の試験を踏まえて法科大学院の授業のあり方を変更する必要があると感じられましたか。

※(7)経歴①法科大学院卒業と答えた回答182通を対象に集計した。

| | |
|-----|-----|
| はい | 107 |
| いいえ | 72 |
| 無回答 | 3 |

今回の試験を踏まえて法科大学院の授業のあり方を変更する必要があると感じられましたか

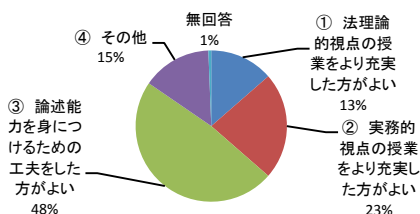


B 「はい」とお答えの場合、どのような変更が必要とお考えですか。(複数回答可)

| | |
|--------------------------|----|
| ① 法理論的視点の授業をより充実した方がよい | 22 |
| ② 実務的視点の授業をより充実した方がよい | 37 |
| ③ 論述能力を身につけるための工夫をした方がよい | 78 |
| ④ その他 | 24 |
| 無回答 | 1 |

- ④その他
- 学習範囲を明確化すべき
 - 法科大学院は廃止した方がよい
 - 契約解釈をなぜ全く教えないのか 教えるべき。また、純理論的な知識、学説の対立や判例の解釈等の空中戦を教える授業をやめ、基礎の応用力・使い方を身につける授業にすべき。□
 - ローに禁止されている「答案指導」こそが、司法試験にも実務にも直結する、求められている能力でないか。
 - 単なる論述能力を超えた、「答案作成能力」(一定の時間内に・適切な解答を・適切な理由とともに論じる等)を身につけさせる必要がある。
 - どの部分が、という以前に無意味。
 - ソクラテスメソッドにこだわりすぎない授業をした方がよい。
 - そもそも、法科大学院の存在意義を実務家要請の期間と司法試験対策の場であることを明確化したほうがよい。
 - ある程度試験対策に近いこと、添削もできるようにするべき
 - 合格者数が減らされそうなので、「試験テクニック」を教えて欲しいです。合格者数が2000人なら、「正しい法学教育」でもギリギリ合格できるかもしれませんが、2000人以下に削減するならば、「正しい法学教育」に付き合っている余裕はありません。「間違った法学教育」でも良いので「合格するテクニック」を教えて欲しいです。
 - ③④その場で考えさせる問題に対応できるような、訓練を増やして欲しい。
 - 試験では、迅速に法的问题を発見し、論理構成を整え、記述する能力が求められるので、こういった授業が求められる。
 - 基本的な能力を身につけるための工夫をした方がよい。
 - あてはめを検討するゼミ等が必要と感じる。
 - 現在のカリキュラムは、学問的側面に重きを置きすぎる。
 - 条文の解釈をしているという姿勢が身につくような授業の仕方が望ましい。条文をおろそかにしているように思う。
 - 基本的知識に重点をおくべき。個別法の読み方、解釈の作法、そして、その知識をいかに使うかという視点。
 - 法科大学院は試験に直接関係のない科目が多すぎて受験生の負担になっていると思う。合格を最終目標とする以上減らすべきである。
 - 射程の考え方もっと教えた方がよい。近年司法試験で問われているが、ロースクールでは教わったことがなかった。そもそも、学生に教えさせるべきではない。教えるという技術に欠けている。ロースクールでためになった授業の多くは、実務家が教えていた。
 - 同じ科目で必修等であっても、授業によってバラつきがあり過ぎる。判例の射程の検討の仕方等、文章を作成することにも主眼を置いた授業をして欲しい。法科大学院は、実務家養成のための学校なので、授業の専門分野や、教授の考えばかりでなく、きちんと判例、通説をふまえてほしい。ためになったと感じる授業は、実務家が教えていた。
 - 試験科目を減らす。試験時間を延長。今の試験は、一定の知識量を前提とした処理能力が求められすぎている。だから、ローに行っていない予備合格者の合格率が高い。
 - 試験で問われていることは、ロースクールの授業では習得できない。教育と試験のレベルに合っていない。
 - 存在意義を全く感じない。「LS卒業」というのを受験資格として要求すべきではない。
 - 現在のロースクールの授業で、大まかな理論の学習及び発展問題を、自学自習するための土台作りはできていると思う。ただ、論文試験の論述能力については、大半の受験生が予備校に通う。自己流で何とかするに終始しており、統一性がない。また、教える側も論述能力をどう教えるべきか悩んでいるふしもある。

「はい」とお答えの場合、どのような変更が必要とお考えですか(複数回答可)

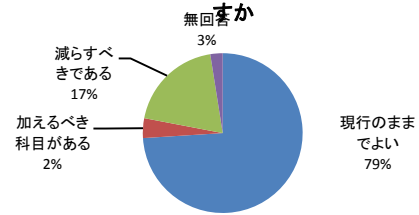


(5) 試験科目の適合性

A 短答式試験科目は現行のままでよいと考えますか。新しく加えるべき科目がありますか。

| | |
|---------------|-----|
| 1. 現行のままでよい | 148 |
| 2. 加えるべき科目がある | 8 |
| 3. 減らすべきである | 39 |
| 無回答 | 5 |

短答式試験科目は現行のままでよいと考えますか。新しく加えるべき科目がありますか。



B 2. 3. の場合、どのような科目ですか。

加えるべき科目がある

| |
|--|
| 論文科目の量と同じにすべき |
| 商法、民訴法、刑訴法です。訴訟法については、論文で扱う分野が、短答式で扱うような細かい知識を土台にしているので、短答式を外すと知識が体系的でなく局地的になり、論点主義がはびこるのではないかと感じます。 |
| 民訴・刑訴を短答式試験から外すべきではない。 |
| 民訴、刑訴 |
| 行政法、刑訴、民訴は復活させるべき。 |
| 選択科目の短答式試験は加えても良いと思います。「これは知っていて当然」との知識の区別ができて、基本が身に付きやすいと思います。 |
| 倒産、労働 |
| 先日、憲民刑に科目が限定された様であるが、実務、修習で使う両訴は短答で問うべき。 |

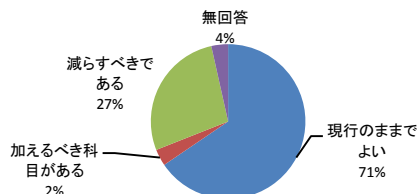
減らすべきである

| |
|---|
| 商法、民訴法、刑訴法 |
| 憲法 |
| 会社法、民事訴訟 |
| 憲民刑だけでよい |
| 行政法、商法 |
| 刑法 |
| 商法、行政法 |
| 行政法は不要 |
| 憲法、民法、刑法以外の科目 |
| 減らすべき科目として憲法がある。これを択一で聞く意味はない。加えるべき科目として、選択科目がある。論述で問うならば併せて択一でも問わなければ真の実力は分からない。 |
| 憲法・民法・刑法以外の全ての科目を減らすべき、である。 |
| 3科目になるという新制度を前提として回答する。憲法は、実務でさほど重要性がない。しかも、判例の重箱の隅をつつく問題や、何を聞きたいのかはっきりとしない題意を捉えづらい問題が散見される。現行新試の憲法択一は、運の要素が大きいアンフェアな科目である(私の周りでも。憲法が得意な友人に限り、裏を読み点数が採れていない)。憲法を廃止し、代わりに、実務でも必要で単純な知識問題を問いやすい、会社法を導入してはどうか。 |
| 法科大学院卒業者は免除すべき |
| ・商法総則・手形法・小切手法 |
| 2015年から3科目になる前提で、民法の家族・相続は削るべき。予備資金も同様にすべき。 |
| 民訴、刑訴、会社、行政は、3年間で細い知識まで十分に勉強できない。上記科目を減らして欲しい。 |
| 会社法、商法、手形、小切手法 |
| 訴訟法(民訴、刑訴)。条文知識のみを聞く問題は不要。 |
| 憲法は不要。問う事がなすすぎで、とても詳しく、細かすぎる点について問はず。 |
| 商法 |
| 両訴、行政 |
| 債権譲渡特例法、情報公開法、個人情報保護法、手形法、小切手法、通信傍受法、公判手続。 |
| 行政法、商法、民訴法、刑訴法。特に商法総則・手形法、小切手法 |
| 手続法、会社法 |
| 行政法は不要。手形・小切手も不要だと思います。前者は短答でやる必要性を感じません。 |
| 現実化した。憲・民・刑の3科目を希望します。 |
| 手形・小切手法 |
| 実務でよく取り扱う科目にすべき。公法系は不要と思う。 |
| 行政法、商法、民訴、刑訴を減らし、憲、民、刑へ |
| 憲民刑以外不要 |
| 選択科目。科目によって難易度が異なるので、公平ではない。また、科目によっては、教科書等がそもそも十分に売られていないので、勉強ができない。 |
| 下4法 |
| 民訴、刑訴は、手続きの条文等が実務的に重要なので、残すべき行政法、会社法、手形法は不要。 |
| 商法、民訴、刑訴、行政 |
| 憲・民・刑 |
| 手形、地自法 |
| 下三十行政法 |

C 論文式試験科目は現行のままでよいと考えますか。加えるべき科目や、減らすべき科目・分野がありますか。

| | |
|---------------|-----|
| 1. 現行のままでよい | 131 |
| 2. 加えるべき科目がある | 7 |
| 3. 減らすべきである | 55 |
| 無回答 | 7 |

論文式試験科目は現行のままでよいと考えますか。加えるべき科目や、減らすべき科目・分野がありますか。



D 2. 3. の場合、どのような科目ですか。

加えるべき科目がある

| |
|---|
| 憲法を削除し、選択科目に回すべき。次に、行政法、商法を選択科目に回すべきであるが、何より憲法の削除を早急に実施すべき。 |
| 金商法を(アメリカのロースクールのように)会社法と纏めて教えて会社法系という枠で問題にするか、選択科目化するべき。というのも、今、上場企業の法務部で役付勤務しているが、企業法務を勉強しているといった修習生が面接に来るも、金商法について何ら知識がなく、愕然とした記憶が直近であったので、せめて選択科目化してでも、深度ある知識を身に付けてもらいたい(会社法は、法令名上の会社法と金商法の組み合わせという理解が薄い。会社法と金商法の結合といった上村先生らの構想に反対する立場であっても、金商法それ自体の知識不足が目立つ。)また、消費者法という分野で、消費者契約法、景表法(個人的には消費者保護制度と位置付けることには大反対であるが)その他各種消費者保護制度を選択科目化してよいと思う。これも、企業活動に従事する者が増えている中、自発的に勉強しているのでない限り、知らない人間が少なくない。 |
| 模擬裁判やロイヤリングの能力を図る科目。 |
| 労働法と倒産法の必修化 |
| 労働、倒産も必修にすべき |
| 選択科目 |
| 行政法 |

減らすべきである

| |
|---|
| 憲法【2】 |
| 行政法【4】 |
| 行政法、憲法、選択、会社法。そもそも、司法修習に不要な科目は、なくすべき。 |
| 行政法、商法、選択科目を減らし、憲、民、刑、民訴、刑訴へ |
| 行政法は、労働法や倒産法などの選択科目と比しても法曹実務に就いた後に使用頻度が高いとは考えがたいので、必修科目ではなく選択科目として扱うことが適切であると考えます。 |
| 選択科目【15】 |
| 選択科目。科目によって勉強時間や勉強量が異なる。他の7科目の勉強時間・量に影響が出てくる。その差が点数に影響する。公平性に疑問がある。 |
| 選択科目。習うのは必要だと思うが、論文8科目は受験生の精神・体力を多く削る。 |
| 選択科目。存在意義が全く不明である。 |
| 選択科目→受験者の負担を減らすべき。 |
| 選択科目については、倒産法と労働法は実務でも重要と思うが、他の選択科目の法令については、わざわざ試験をする意義があるのか疑問である。ロースクールでの単位認定で十分ではないのか。 |
| 選択科目の時間と問題量を減らすべき。商法は会社法だけにしてほしい(手形法とか実務で手形が使われない現状、カットすべき)。 |
| 選択科目は、やった方がプラスにはなりますが、負担が大きすぎる以上、まず一番に削られる候補に挙げられるべきだと思います。加えて破産・労働などは、試験科目にするのではなく、卒業要件として必修にすべき科目です。なまじ試験科目になっているせいで、破産・労働選択者でない人は、修習までこれらを全く勉強しません。これはよろしくないと思います。 |
| 選択科目は、個性差があり、公平性に欠けるので、減らすべきだと思います。 |
| 選択科目はいらぬのではないかと。 |
| 選択科目はなくてよい。 |
| 選択科目は公平性の観点からもなくすべきである。 |
| 選択科目は必要ない。あるいは配点を下げるべき。(逆に民法は配点を上げるべき) |
| 選択科目を減らすべきである |
| 選択科目不要、行政法不要、六法科目に限るべき。 |
| 債権譲渡特例法、情報公開法、個人情報保護法、手形法、小切手法、通信傍受法、公判手続。 |
| 訴訟法系は不要。 |
| 倒産法などの選択科目を3年生からやっても、本試験に対応できるレベルまで持っていけない。選択科目を減らして欲しい。 |
| ・商法総則・手形法・小切手法 |
| 民事訴訟法、会社法 |

(6) その他、受験してお気づきの点がございましたら、お書きください。

| |
|---|
| 試し解きは当該科目の考査委員のみではなく、全科目の考査委員から選抜した者が全科目に対して行うべきである(自分の専門科目は解けて当たり前。専門以外の科目の試し解き、および改善の提案を行わないことが、受験生に無理難題を押し付ける原因になると考える)。 |
| 択一の前にも中日が欲しい 単に体力勝負になってしまっている |
| 他の受験生の所感は分からないが、短答に関して、過去の年度より全体的に難易度が上がったと思った。短答式は受験生にとっては論述を採点されるか否かの第一関門であり、かつ三日間の論述という精神的・体力的に負担の重い日程を経たものなので、難易度に関してはある程度の配慮がされて然るべきだと思った。 |
| 昨年度と比較して、今年は知識を問う問題が多かった気がします。 |
| あてはめや論理思考を問う問題は、ローの対話型演習で養った力が試せる良問だと思う。一方、単なる知識偏重や情報処理速度を試すような問題は、適切ではないと思う。 |
| 設問の誘導がかえってどこまで書くべきかを不明瞭にしている。 |
| 刑事系の択一の文章量が多すぎる！リード文を飛ばしながらサクサク答えていってもギリギリ終わるかどうか。民事系もそうだが、文章量を多くして情報処理能力があるかどうかを見るのも大事と思うが、ちょっとやり過ぎであると思う。純粋に問題を解く時間のある予備校出身者が有利な問題であると思う。現役の未修者には厳しい。作成者はきちんと時間を計って解いているのか疑問である。公法の先生はきちんと自分の作成した問題を自分で解いていると言っていた。民事系と刑事系はそれをやっているのか疑問である。特に刑事系は酷いです。 |
| 会場での試験の運営が公正、公平が保たれており良かった。受験会場が早めに知りたい。 |
| 論文式試験を受験するにあたって、過去問を一通り検討してから臨んだが、今年は、過去のどの年度の問題よりも難しいと感じた。 |
| 去年の論文式試験は、全体として適切な難易度の出題だったのに、今年の民事系は、難易度が急上昇したように思われる。 |
| 短答式試験は、適度に考えさせる良問があった一方で、過度に択一プロパー知識問題に偏った問題もあった。刑事系は、問題文の量が多すぎだった。 |
| 速記試験。真面目・誠実な人よりも適当・不誠実な奴の方が受かりやすい。卒業から試験までの期間があまりにも短すぎる。予備試験と同様、短答式は5月、論文式は7月に行うようにすべき。 |
| テキストなどの閲覧について 私の受験した部屋では着席時間15分前に答案用紙や構成用紙を配り始めた時点でテキストなどをしまえという指示がでた。着席時間になるまで廊下に出ていてもよく、廊下に出ている人はテキスト等を参考できて、自分の席に着席している人は15分早くしまわなければならない、指示に従わないと不正行為になると言われたことに疑問を抱いた。他にも疑問を抱いた人がいたらしく、2日目の中休み以降は着席時間以前の配布時に机上をきれいにしておけばよく、テキストをしまう必要はないという対応になったが、最初から対応を徹底してほしい。おかげで初日の民訴はお手洗いから戻ったらしまえという指示が飛んでいて、まったく見るができなかった。結果的に見てもしようがない問題であったし、15分の差でどうにもならない試験ではあるが、1点でも多く取りたいのでぎりぎりまで粘らせて欲しい。 今後はテキストをしまうタイミングの指示まで統一してくれているとうれしい。 |
| おそらく、来年から短答式が3科目になるとの想定がされているが、短答科目は減らすべきではないと思う。 受験生の負担軽減が理由になっているものの、結局のところ相対試験だから、憲法・民法・刑法の3科目の難易度が急上昇するとと思われるため。 また、下4法を論文以外で勉強していない受験生が増えると、修習で困るのではないかな。 試験の内容については、いまだ方向性が定まっていないうように感じる科目がある。 試行錯誤のうでで作問されているのだろうかやむをえないが、受験生からすると非常に振り回されているように感じる。 |
| 来年から民訴・刑訴が短答科目では無くなることについて。短答では、実体法よりも手続法についての知識を問うべきと考える。実体法の学習は、論文対策として網羅的に行っている。したがって、実務家として必要な実体法の基本的知識を短答試験で問う必要性は乏しいはずである。また、足切り防止のために些末な論点や学説の対立を学習することにも大きな意義があるとは思えない。むしろ、手薄になりがちなのは、基本的な手続法の理解である。この基本的な手続法の理解について問うことに、司法試験としての短答試験の意義を求めらるべきだと思う。 |
| 1: 私は、名古屋の会場(愛知県体育館)で受験しましたが、会場にある4つの女子トイレのうち、1つが試験期間中ずっと故障中でした(個室1つという意味ではなく、個室が6~7個設置されているトイレ全体が全て使用できませんでした)。女性は男性に比べ、ただでさえトイレが混雑しやすいにもかかわらず、使用できるトイレが1つ少ないことで、余計混雑し、休み時間は毎回トイレが大変混雑するという状況でした。3月に同会場で模試を受験したときは、故障していなかったと思います。貴重な休み時間であるにもかかわらず、トイレの待ち時間に費やさなければならない時間が多く、本当に困りました。また、同じ場所にある男子トイレは故障していないため、仮に試験中にトイレに行く必要が生じた場合に、男性ならそれほどの時間をかけずトイレに行くこともできたでしょうが、女性の場合、わざわざ遠くのトイレに行かなければならず、それだけで大幅な時間ロスになってしまうという状況でした。これは不公平ではないでしょうか。試験会場として、体育館が適切な会場か、という点についても、決して適切な会場とはいいたいと思うのですが、それをおいても、トイレが試験期間中ずっと故障中というのはあまりにひどすぎると思います。1年に1回しかない試験なのですから、せめて既存の会場設備くらいは、完璧な状態にしておいていただきたいと思いました。 |
| 2: 短答式試験の結果発表の方法なのですが、なぜこのような、全体の数字だけが先に開示されて個別成績はそれから1週間以上たってから通知されるという方法なのでしょう。大学別の合格者数、平均点など、あれほど細かい情報がすでに判明しているのならば、同じタイミングで個別通知もできるのではないのでしょうか。自己採点ができるとはいえ、確実な結果がわからない状態で、真綿で首をしめるようにじわじわ苦しめられる今のこのような方法がとられているのは、理解に苦しみます。いっそのこと、全体の発表事態を遅らせて、個別通知と同時に公表されるようにしていただきたいです。 |
| 試験終了時間の徹底、休み時間中の法文使用者への注意など、ゆるやかになっていったと感じた。 |
| 短答については、過去8年に比べると難易度が急上昇したと思う(特に刑事系)。また、見解を示して、肢を検討させるタイプの問題が多くてうっとおしかった(刑事)。やはり、刑事系だが、個数問題を増やしており、出題形式としては不適切かと思う。ほぼ愚痴になるが、「短答が受験生の負担になる」として、科目数削減を唱える一方で、難化させて受験生の負担を増やすのは矛盾している気がする。 |
| 机が揺れやすく、集中が途切れることが多々あった(池袋会場) |
| 選択科目が年々難化している。 |
| 昨年と比べて欠席者の方が少ないことが印象的でした。 |
| 商法は、Eが取締役かどうか、問題文からはどちらとも捉えられるように感じ、本番で非常に悩まされた(現に、某予備校も「問題文の不備」と講評している)。これでは、丁寧に考えた人ほど時間不足になり十分な記述ができないのに対し、問題点に気づかずそれなりの答えを導いた人が相対的に高得点になってしまう。きわめて質の悪い問題であったと思う。民事訴訟法は、ローの授業や基本書がさほど役立たない、何のために勉強してきたのだろうと、失望する問題だった。 |
| 問題の質は、とてもよい。未知の問題であっても基本を生かせれば解ける問題。また、未知の問題として出題されたがたまたまその知識を知っていた人でも、その人に過度に有利にならないような問題になっているように感じた。 |
| 法科大学院を卒業しただけではぜったいに受からない |

| |
|---|
| <p>受験生の論理的思考能力を測ろうとの意図であろうが、いたずらに受験生を悩ませ、引っ掛けようとの、悪意ともいえるべきものを感じた。出題者としては、もう少し素直な問題を作るべきではないか。また、試験問題というよりは制度自体の話になるが、受験日程が受験や就職等を妨げる要因となっている。受験のためには、5月上旬という一般的には就職直後といえる時期に、約1週間という長期にわたって仕事を休まねばならないが、現実的にはそのようなことはまず不可能である。それゆえ、受験生の身分は不安定なものとならざるを得ず、これが法曹界への新規参入を妨げ、また、法学部や法科大学院の凋落の一因となっているように思われる。早急な改善が必要と考える。</p> |
| <p>①入室時間から試験開始時間までの間が長すぎる。②自分は、緊張してトイレ行きたくなくなってしまい開始まで5分以上あっても行かせてもらえなかったが、次の科目の時間の時には、1分前でも行かせてもらえてる人がいた。時間制限等厳格なのか緩やかなのか、かなりいい加減だと感じた。③遅刻者を普通に入室させていたのは、やめた方がいいと思う。遅刻者は何人もいた。④試験時間中、試験官の出入りが頻繁だが、試験官が気を使わず。門扉の開閉の際うるさかった。</p> |
| <p>民事系第2問(会社法)は、問題自体、各受験者の解釈によって変わってくる可能性がある。試験として適切な問題ではない。さすがに司法試験、とても難しかった。短答式試験はこれまで通り7科目すべてを出題範囲とすべきです。3科目に減らすことは法曹の質の低下に繋がると考えます。近年における受験者数の減少は司法試験の負荷が大きいことが理由ではありません。法科大学院に通うために大金が必要なこと、司法修習の給付制が廃止になったこと等の「兵糧攻め」のせいです。</p> |
| <p>民法は例年と較べて難しいと感じた。特に設問2。他の科目は、例年とほぼ同様の問の聞き方及び分量だと感じ、過去問の重要性を改めて感じた。</p> |
| <p>昨年度と比較して行政法は複雑さが増したと思います。民法は基本的な知識の応用が試されていて良質な問題だと感じました。</p> |
| <p>受け控えが事実上無意味になったためか、空席は少なかった。</p> |
| <p>日程が苛酷であった。試験中の温度調節が難しく、気を失いそうになった。</p> |
| <p>● 出願者数の発表を、例年通り1月下旬にして頂けないでしょうか(今年は3月27日まで発表されなかったです)。来年は、出願者数が増え、短答式の合格ラインが変わります。出願者数を見て、短答と論文の勉強時間の配分を考えないといけません。3月下旬頃になってようやく出願者数が発表されて、「あー、もっと論文の勉強に時間を割くべきだったなあ」とか、その逆になっても、もう後の祭りです。そういふ運の要素で試験の合格が左右されてしまわないように、1月下旬に暫定的な出願者数を発表して頂けませんでしょうか。(1月下旬の暫定数と、4月の最終確定数に若干の違いが出て構いません)。● 行政法の論文問題ですが、誰も読んだことがないであろう個別法を使ったのは良かったと思います。● 行政法の論文問題ですが、もっと設問の言い回しを工夫した方が良いと思います。今年のような設問の言い回しだと、設問の趣旨を読み取れず、題意を外した答案が量産されてしまう気がします。● 民事訴訟法の論文問題ですが、2年続けて予備校教育よりも法科大学院教育の方が役に立ちそうだと良かったです。平成24年のような問題だと、法科大学院教育にまともな付き合い合っていくよりも、予備校の実務講座を受けた予備試験組や内職LS生の方が有利ですので、去年や今年のような問題の傾向が続いた方が良いでしょう。(H24の問題について、「法科大学院教育にふさわしい実務的な問題だった」と絶賛しているLS教授の方もいらっしゃるようですが、予備校教育を受けた方が点数がとりやすい問題だったということに気付いていない見解だと思いました)。● 短答式の刑事系37問のような問題を出す、予備校の法テック講座を受講できる富裕層が有利になります。予備校もタダ(無料)では試験テクニックを教えることができません。「経済力のある人」(受講料を払える人)にしか教えてくれません。司法試験委員会が法テックを知っている人が有利になる問題を出せば出すほど、司法試験委員の子弟のような富裕層の子供は合格し易くなりますが、貧乏人の子供は合格しにくくなっていきます。● 商法ですが、もし今後、論文で商法総則・手形・小切手等を出さずらいなら、短答式を復活させて下さい。未修者は会社法の勉強で精一杯です。商・手・小も勉強しますが、論文で出題されてしまうのであれば、その分会社法の勉強時間を減らさざるをえなくなり、かえって会社法の基本ができない受験生が増えていくことになりそうです(その結果、合格者数を減らすよう方々が泣いて喜ぶことになってしまいます)。● 刑法の論文の問題なのですが、中止犯や偶然防衛のような本件の下では実務上認められる可能性が限りなく低いと思われるものについてまで、「論点である」という理由の一事をもって、配点がふられてしまっているのでしょうか。公平性の観点から、採点実感において、ご説明をお願い致します。もし、今年の問題で、中止犯や偶然防衛に触れた人の方が相対的に順位が浮上してしまうということがあれば、来年以降の受験生は、「〇〇は成立しない」「〇〇は阻却されない」などと成立も阻却もされないものについてまで(正確にいうと「実務家が争点にするとは考えにくい事項についてまで)、およそ論点と思われるものについては全て逐一触れて点数を拾っていく作戦をとっていく必要があります。答案戦略上、非常に重要ですので、司法試験委員のいる大学の学生のみが有利になってしまわないように、公平性の観点から、採点実感でご教授願います。なお、もし今年の問題で中止犯や偶然防衛の配点が0点だったとすれば、非常に良い問題だったと思います。来年以降も「論点書きたい病」の人を誘い出すような事実を散りばめて頂きたいです。● 有明TOCは良かったです。来年度以降も試験会場として残して欲しいです。(やや贅沢な希望をいえば、もうちょっと都心に近い会場であれば、なお良かったです)。平和島(流通センター)は悪い話しか聞かないので、復活させないで下さい。都心にもビジネスホテルは沢山ありますので、司法試験もベルサールみたいな立地の試験会場でも実施して欲しいです。</p> |
| <p>・司法試験の試験範囲を広げるべきという意見があると聞きました(例えば、金商法)。私は反対です。研修所の2回試験に合格しても弁護士登録する気はさらさらないという、いわゆる法曹有資格志望者にとっては、試験範囲の拡大は迷惑以外の何物でもありません。刑法や刑訴の基礎理論を試験範囲にするならともかく公判前整理手続とかを試験範囲にしても有資格志望者は合格さえすれば綺麗サッパリと忘れるでしょうし、手形や小切手を扱わない組織で活躍する予定の有資格志望者に無駄に試験勉強をさせても不経済きわまりないです。試験範囲を広げるのは百害です。むしろ狭めるべきです。2回試験合格者の弁護士登録者数とかをみても、せつなく良い感じに法曹有資格志望者が増えてきているのに、ここで試験範囲の拡大をしてしまった日には、再び司法試験挑戦者のほとんどが弁護士登録志望者だという司法制度改革前の頃に逆戻りします。法科大学院入学者の3割が社会人・他学部出身者であることを求めていることと平仄をあわせて、2回試験合格者のうち弁護士登録希望者と法曹有資格希望者の割合が7:3くらいになるように、法曹有資格志望者が司法試験に挑戦しようという気持ちになれるような試験にしたいです。・司法試験の最終合格者数は、「短答式合格者数 × 約38%」という公式によって算出されること、今年の短答合格者数は5000人だったので、「約5000人 × 約38% = 約1900人」ということになり、今年の最終合格者数は1900人を予定していることが分かりました。とても残念です。客観的にはたった100人と思われるかもしれませんが、主観的にはもの凄く打撃です。法曹志望者のうち、弁護士登録志望者は緩やかにしか減らないかもしれませんが、法曹有資格志望者は司法試験に挑戦するという選択をしなくなっていく可能性が高いです。</p> |
| <p>試験問題にムラがあります。短答は形式をそろえるべき。短答刑法は部分点を与えるべき</p> |
| <p>競争試験として特化するのではなく、一定の基本的な枠組みを充たしたら、合格できるような試験にして欲しいです。</p> |
| <p>法曹の多様性を確保するためには、社会人受験生への配慮をお願いいたします。すなわち、試験日を、5月のゴールデンウィークの休日および土曜日にかためて設定して下さい。私が受験するために有休を取らねばならず、これ以上周りの方々にご迷惑をおかけたくありません。宜しくお願い致します。</p> |
| <p>合格者数3000人目標を信じて法科大学院に入ったのに、目標は達成されない上に2000人を斬るとまで言い出され、非常に裏切られた気持ちと怒りを抱いている。人生を賭けて法曹を目指したのに、ころころとやることを変えるのは止めて欲しい。法科大学院に入った人達の人生を考えて、司法試験制度改革を行って。</p> |
| <p>会場設営について。隣の座席の人の騒音(ペンをカチカチする癖、ピンポンゆすり、机を揺らしながら筆記、ため息等)や悪臭が気になり、試験に集中できない。これにより大変不快な思いをし、実力を発揮できなかった。座席は一人ずつ分けて欲しい。人生がかかった試験なのだから最高の状態で受験させて欲しい。</p> |
| <p>隣の距離が近すぎるので机を変えて欲しい。</p> |
| <p>受験上のことではありませんが、このアンケートの質問自体、非常に回答しにくいと感じました。</p> |
| <p>司法試験は5年以内に5回受験可となるから、出来れば、既に3回受験したが、受験資格取得してから5年を経過した後の者にも、後1回or2回受験する機会を与えて欲しいです。</p> |
| <p>論文式試験より、短答式試験の日程が先の方がよい。</p> |

| |
|---|
| <p>今年の会計士試験の出願者数は、10870人で1万人割れ寸前の凋落ぶりだそうです。会計士試験の合格者数削減による失態を反面教師にして、司法試験では同じ失敗をしないようにして下さい。今までは地方の弁護士会や政党の部会が合格者数を減らすべきだという声明をだしてきましたが、あくまで脅しに過ぎなかったため、適性試験の志願者数は毎年十数パーセントの減り幅でとどまっていた。しかし、今年の司法試験の合格者数が2000人という大台を割ることにでもなれば、脅しではなく本気で減らすことを国家が表明したことになり、来年の適性試験の志願者数は急に一気に二十数パーセント、酷い場合には三十数パーセントの減り幅を記録することになります。取返しつかないことになってからでは遅いので、来年の適性試験の志願者数の減り幅が20%以上だったときは、平成27年の司法試験合格者数を大至急2000人まで戻して下さい。2000人を割れば、法学部入試や予備試験の方にも悪影響を及ぼすでしょうし、合格者数を減らすと逆に法曹界に人材が集まらなくなってしまうだけなのではないでしょうか。合格者数について考えていたら、色々な疑問点が浮かんできました。来年(H27)の合格者数を1800人に減らす前に、以下の点について、再度検討して下さい。◆法曹志願者の減少は本当に就職難が原因なのか。◆弁護士登録しなかった人が約500人いたとして、本当に全員が就職難なのか。◆所得や資格の価値や就職難が原因で志願者が減ったとする意見があるが、それでは法曹志望者は本当に合格者数を減らして欲しいと願っているのか。法曹志望者に直接アンケートをして確かめたのか。合格者数を減らして欲しいと願っているのは法曹志望者ではなく既合格者ではないのか。◆合格者数を減らせば本当に法曹志望者数が増加に転じるのか。かえって、ますます志望者が減ってしまうのではないのか。◆合格者数を減らすと、地方の法科大学院が潰れてしまうため、地方在住者の適性試験出願者数が減り、結果として全体の法曹志望者が減ってしまうのではないのか。合格者数を減らすと夜間開校の小規模法科大学院が潰れてしまうため、社会人が適性試験に出願しなくなり、結果として全体の法曹志望者が減ってしまうのではないのか。◆司法研修所を出て弁護士事務所に就職できなかったとしても、合格者という肩書があれば、企業は雇ってくれます。しかし、単なる不合格者では、誰も雇ってくれず路頭に迷うだけです。合格者数を減らすと、単なる不合格者になる確率が高まってしまいます。学部生も司法試験に賭けて人生を棒に振るより新卒で活しなきゃという気持ちになってしまい、結果として全体の法曹志望者が減ってしまうのではないのか。◆合格者数を減らすと、奨学金を大盤振る舞いしてくれる小規模法科大学院が潰れてしまい、上位ローに合格する能力はあるが全額免除を貰えるほどの成績ではないけれども小規模ローなら全免を貰えるレベルの法曹志願者が、経済的な理由で法曹になる夢を諦めなければならなくなってしまうのではないのか。</p> |
| <p>受験会場スタッフが足音のうるさい靴を履いていたり、持ち物チェックなどの義務が一定していないなど、目に付いた。</p> |
| <p>刑事系の短答式試験の問題文が長すぎるような気がした。</p> |
| <p>一部取って付けたような小問が見受けられた。知っているか否かだけで差が付く問題は必要か？</p> |
| <p>民法設問2の小問3について、問いの形式が漠然としすぎていたように思う。</p> |
| <p>非法学部出身者と法学部出身者を混在で教育するのは対象が不確定で、教わる方も教える方も困るように思います。少なくとも1年は、非法学部出身者にはとても基礎的な法的知識を十分理解させるべきです。</p> |
| <p>試験会場は、今年と同じが良いです(大阪市)</p> |
| <p>中日はありがたい。</p> |
| <p>TOC五反田に受験生が多過ぎるように思います。トイレ混雑は是正の必要があるかと。また、試験監督員の配慮が足りないと思います。上から指示するような口調が多い。</p> |
| <p>問題配付から試験開始までの時間が長く、苦痛だった。監督員のハンカチ等のチェックが多く面倒だった。</p> |
| <p>短答は従前は過去問で出題済みの知識を問うものが多かった。しかし、今年はそのような過去出題済みの知識のみでは対応できない問題が多かった。(傾向の変化を感じた)</p> |
| <p>既に改善はされましたが、試験最終日に短答で7科目は過酷すぎる。</p> |
| <p>H25.H26も受験しましたが、何も思い浮かばないということはなかったです。</p> |
| <p>試験委員は、司法研修所の教官が作成すべき。そもそも、司法試験にも合格していない、実務を知らない学者を司法試験に関わらせるべきであり、法科大学院は、もっと減らすべき。民間の会社なら、とくに大半の法科大学院は清算されている。</p> |
| <p>長時間の試験である以上、会場ごとに机・椅子の質が異なるのは、少々不公平だと思いました。</p> |
| <p>予備試験の存在意義が分かりません。ロースクール制度破壊を国が認めるも同じことだと思います。</p> |
| <p>今年の短答の刑事系が難しすぎる。</p> |
| <p>大阪会場(マイドームおおさか)で受験したが、はおりものがあっても寒いくらい冷房が効いていた。</p> |
| <p>短答を減らすのであれば、土日祝で受験できる旧試のような制度にして欲しい。專業受験を続けられるのは、一部の裕福な者に限られている。働きながら受験できる日程にしてみたい。そうすれば受験生も増える。</p> |
| <p>短答の民法については、去年よりも難度が上がったと思う。</p> |

(7) 学歴等

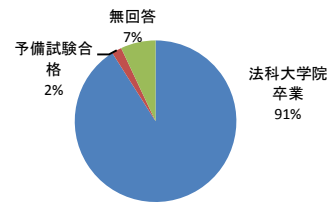
① 受験資格の別

| | |
|---------|-----|
| 法科大学院卒業 | 182 |
| 予備試験合格 | 4 |
| 無回答 | 14 |

卒業した法科大学院名

| | |
|------------|----|
| 愛知学院大法科大学院 | 8 |
| 青山学院大法科大学院 | 2 |
| 大阪学院大法科大学院 | 1 |
| 大宮法科大学院大学 | 1 |
| 岡山大法科大学院 | 1 |
| 学習院大法科大学院 | 4 |
| 神奈川大法科大学院 | 7 |
| 関西学院大法科大学院 | 1 |
| 九州大法科大学院 | 2 |
| 京都大法科大学院 | 2 |
| 近畿大法科大学院 | 4 |
| 熊本大法科大学院 | 7 |
| 久留米大法科大学院 | 3 |
| 慶應義塾大法科大学院 | 8 |
| 甲南大法科大学院 | 1 |
| 神戸大法科大学院 | 3 |
| 國學院大法科大学院 | 3 |
| 駒澤大法科大学院 | 1 |
| 静岡大法科大学院 | 6 |
| 首都大東京法科大学院 | 2 |
| 上智大法科大学院 | 3 |
| 成蹊大法科大学院 | 1 |
| 西南学院法科大学院 | 1 |
| 専修大法科大学院 | 6 |
| 創価大法科大学院 | 1 |
| 大東文化大法科大学院 | 2 |
| 獨協大法科大学院 | 3 |
| 千葉大法科大学院 | 3 |
| 中央大法科大学院 | 6 |
| 中京大法科大学院 | 2 |
| 筑波大法科大学院 | 2 |
| 東京大法科大学院 | 1 |
| 東北大法科大学院 | 11 |
| 東洋大法科大学院 | 2 |
| 名古屋大法科大学院 | 1 |
| 新潟大法科大学院 | 1 |
| 日本大法科大学院 | 15 |
| 一橋大法科大学院 | 5 |
| 広島大法科大学院 | 10 |
| 法政大法科大学院 | 4 |
| 明治学院大法科大学院 | 2 |
| 明治大法科大学院 | 7 |
| 名城大法科大学院 | 2 |
| 横浜国立大法科大学院 | 1 |
| 立教大法科大学院 | 5 |
| 立命館大法科大学院 | 2 |
| 琉球大法科大学院 | 1 |
| 早稲田大法科大学院 | 3 |
| 地方国立 | 1 |

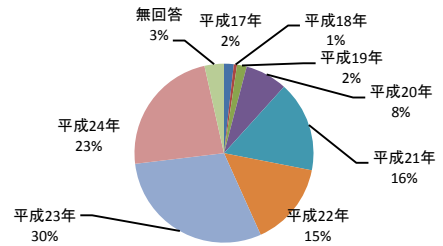
受験資格の別



入学年

| | |
|-------|----|
| 平成17年 | 3 |
| 平成18年 | 1 |
| 平成19年 | 3 |
| 平成20年 | 13 |
| 平成21年 | 28 |
| 平成22年 | 26 |
| 平成23年 | 51 |
| 平成24年 | 40 |
| 無回答 | 6 |

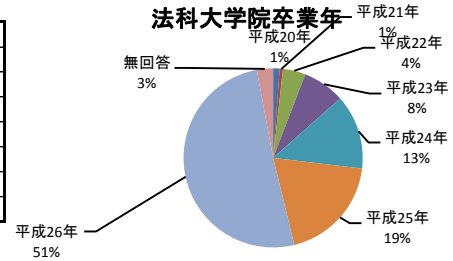
法科大学院入学年



卒業年

| | |
|-------|----|
| 平成20年 | 2 |
| 平成21年 | 1 |
| 平成22年 | 7 |
| 平成23年 | 13 |
| 平成24年 | 23 |
| 平成25年 | 33 |
| 平成26年 | 87 |
| 無回答 | 5 |

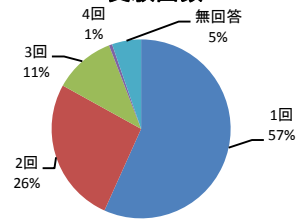
法科大学院卒業年



新司法試験受験回数

| | |
|-----|----|
| 1回 | 97 |
| 2回 | 45 |
| 3回 | 19 |
| 4回 | 1 |
| 無回答 | 9 |

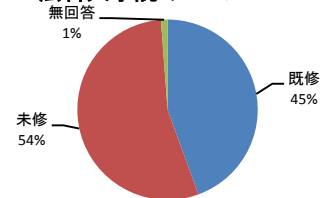
受験回数



法科大学院のコース

| | |
|-----|----|
| 既修 | 76 |
| 未修 | 93 |
| 無回答 | 2 |

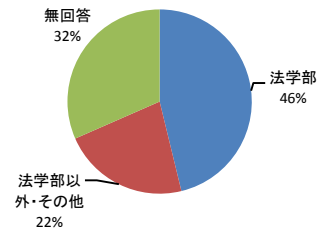
法科大学院のコース



未修コースの方の法科大学院入学前の法律学学習歴

| | |
|-----------|----|
| 法学部 | 79 |
| 法学部以外・その他 | 38 |
| 無回答 | 54 |

未修コースの方の法科大学院入学前の法律学学習歴



② 予備校に通ったことがありますか

| | |
|-----|-----|
| ある | 103 |
| ない | 85 |
| 無回答 | 12 |

予備校に通ったことがありますか

